

■議案第25号 四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例の制定について

【要旨】

従来の四万十町江師農林水産物集出荷加工場施設条例は指定管理による管理を前提とした条例として平成22年に制定されていますが、今回、指定管理から町の直営管理として使用を許可するという形で運営していくことができるよう条例の全部改正を行うものです。

【指定管理者制度から町の直営管理に変更する理由】

指定管理者制度の導入メリットは、民間のノウハウを活用することによる住民サービスの向上と、コスト削減であるが、本施設は農林水産物集出荷加工場であるため、本施設の設置目的に沿った運営を行う利用者に使用許可を行うこととなり、指定管理者制度を導入するメリットが少ないと判断するものです。

【使用料の算出根拠】

別添のとおり